

本日の会議に付した案件

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案
(三井辨雄君外四名提出、第百六十八回国会衆
法第二四号)の撤回許可に関する件
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法
律案(内閣提出第六七号)

厚生労働関係の基本施策に関する件
介護従事者等の人材確保のための介護従事者等
の処遇改善に関する法律案起草の件

○茂木委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

第百六十八回国会、三井辨雄君外四名提出、介
護労働者の人材確保に関する特別措置法案につ
きまして、提出者全員より撤回の申し出があり
ます。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○茂木委員長 内閣提出、介護保険法及び老人福
祉法の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

ほかに質疑の申し出がありませんので、これに
て本案に対する質疑は終局いたしました。

○茂木委員長 これより討論に入るのであります
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に
入ります。

内閣提出、介護保険法及び老人福祉法の一部を
改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○茂木委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○茂木委員長 厚生労働関係の基本施策に関する
件について調査を進めます。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等
の処遇改善に関する法律案起草の件について議事
を進めます。

本件につきましては、大村秀章君外五名から、
自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日
本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・
そうぞう・無所属の会の六派共同提案により、お
手元に配付いたしておりますとおり、介護従事者
等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に
関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の
法律案として決定すべしとの動議が提出されてお
ります。

提出者より趣旨の説明を求めます。大村秀章
君。

○大村委員 介護従事者等の人材確保のための介
護従事者等の処遇改善に関する法律案の起草案に
つきまして、自由民主党、民主党・無所属クラ
ブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合
及び国民新党・そうぞう・無所属の会を代表し
て、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し
上げます。

本案は、高齢者等が安心して暮らすことのでき
る社会を実現するために介護従事者等が重要な役
割を担っていることにかんがみ、介護を担うすく
れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一
日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情
を勘案し、介護従事者等の賃金を初めとする処遇
の改善に資するための施策のあり方について検討

を加え、必要があると認めるときは、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとするものであ
ります。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容の概要
であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い
申し上げます。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等
の処遇改善に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○茂木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を介護従事
者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善
に関する法律案の成案とし、これを委員会提出の
法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○茂木委員長 起立総員。よつて、そのように決
しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

介護従事者等の人材確保のための介護従事者
等の処遇改善に関する法律案

介護従事者等の人材確保のための介護従事
者等の処遇改善に関する法律

政府は、高齢者等が安心して暮らすことのでき
る社会を実現するために介護従事者等が重要な役

割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れ
た人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日
までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を
勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇
の改善に資するための施策の在り方について検討
を加え、必要があると認めるときは、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を
実現するために介護従事者等が重要な役割を担っ
ていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の
確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、
介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、
介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に
資するための施策の在り方について検討を加え、
必要があると認めるときは、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。